平成２２年（フ）第８４７号
千葉県野田市中根267番地の34
債務者　杉崎二三江
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８７３号
千葉県松戸市稔台３－８－21　澤谷方、住民票上の住所千葉県松戸市岩瀬618番地の19森ビル２Ｆ
債務者　園山　榮八
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８７４号
千葉県松戸市六高台９丁目41番地六高台市営住宅２―103号
債務者　篠崎　裕子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８７９号
千葉県松戸市中和倉493番地の１　カームハイツ103号
債務者　眞鍋　弘子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８８０号
千葉県松戸市新作383番地の４　ニューフジ103号
債務者　木庭　浩美
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８８２号
千葉県松戸市古ケ崎３丁目3405番地　ライフヴィラ古ヶ崎Ｂ―105号
債務者　西原　健博
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８８４号
千葉県柏市千代田３丁目１番14号　脇田マンション105号
債務者　日原　良仁
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８９２号
千葉県柏市東３丁目６番９号　ダイワコーポ205号
債務者　倉持　英夫
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６８７号
静岡県浜松市天竜区横川2374番地の１
債務者　黒川　　哲
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１３５８号
神戸市垂水区海岸通９番50―106号、住民票上の住所神戸市垂水区美山台１丁目９番70号市岡ハイツ106号
債務者　日置健一郎
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３９０号
神戸市須磨区白川台５丁目７番地の３ロイヤルハイツ白川台918号、従前の住所神戸市須磨区竜が台１丁目12番地34号棟1006号
債務者　奥田　雅美
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３９６号
兵庫県三田市高次１丁目１―10ホワイトヒルＢ棟403号室、住民票上の住所兵庫県西宮市松並町12番19―310号
債務者　福泉　敬大
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５０５号
神戸市須磨区竜が台２丁目２　市住10―208、住民票上の住所神戸市兵庫区駅南通３丁目４番25―1009号
債務者　渡邉　貞子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５３０号
神戸市北区山田町上谷上字古々山29番地の83大日ハイツ401号、従前の住所神戸市北区花山東町３番26―709号
債務者　馬島　寿也
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７４号
青森県弘前市大字南柳町５番地１　ハイツ北の国から201号
債務者　京野菜穂子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２８９号
青森県弘前市大字中野２丁目17番地２　市営住宅Ｃ―405
債務者　木村　智久
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
青森地方裁判所弘前支部